堺資循第343号 平成26年6月5日

- 一般廃棄物収集運搬業許可業者 各位
- 一般廃棄物再生輸送業指定業者 各位

堺市環境事業部 資源循環推進課長 (公印省略)

収集運搬作業時の事故発生について

今般、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者の塵芥車(パッカー車)による人身事故が発生しました。

一般廃棄物の収集運搬にあたっては、従来から廃棄物処理法をはじめとする関係法令遵守、 特に交通法規遵守はもちろんのこと、安全運転の励行や運転マナーの向上について様々な機 会において指導してきたところですが、改めて安全運転・安全作業を厳守するよう全従業員 に周知徹底してください。

万が一、事故が発生した際は、人身・人命の救助を優先し、適切な初期対応を行い、堺市 一般廃棄物収集運搬業許可業者及び指定業者として誠意ある対応をしてください。

もし、その事故が人身事故または人身事故となる恐れがある場合は、下記のとおり報告してください。

なお、当該報告をもって、本市が事故の対応等にあたることはありません。

記

- 1. 報告 方法 電話連絡による。 本市への報告よりも初期対応を優先してください。
- 2.報告 先 堺市環境局 環境事業部 資源循環推進課 許可係 TEL 072-228-7479
- 3. 報 告 内 容 ①登録車両番号
 - ②事故の概要(日時、場所、事故内容等を簡潔に)
- 4. 閉庁時の対応 閉庁時に事故が発生した場合は、直近の開庁日に報告してください。